

Weekly Report

第726号

令和5年12月11日

来年から使い勝手が向上する「相続時精算課税」

令和6年以後の贈与から、相続時精算課税にも基礎控除が創設されるなどの見直しが行われます。

◆現行の相続税精算課税は

相続時精算課税は、原則として60歳以上の父母・祖父母などから18歳以上の子・孫などが贈与を受ける場合に暦年課税に代えて適用できる制度です（贈与税の申告期限までに届出書の提出が必要）。

本制度を選択した贈与者（特定贈与者）から受けた贈与財産は累計2500万円まで贈与税が非課税（超過分には一律20%の課税）となりますが、特定贈与者が亡くなった際に本制度を適用したすべての贈与財産を相続財産に加算して相続税を計算することになります。

本制度は贈与者ごとに選択することができますが、選択した年分以降、特定贈与者からの贈与は暦年課税（基礎控除110万円）に戻すことはできません。また、現行では特定贈与者から贈与を受けた場合は少額でも贈与税の申告をする必要があります。

◆令和6年から基礎控除などを創設

改正により相続時精算課税についても年110万円の基礎控除が創設され、令和6年1月以後に特定贈与者（令和5年分以前に本制度を選択した場合も含む）から贈与を受けた財産について適用されます。

これにより、本制度を選択した特定贈与者からの贈与が年110万円以下の場合は申告が不要となります。また、特定贈与者が亡くなった際に基礎控除分の贈与財産は相続財産に加算されません。

このほか、特定贈与者から贈与を受けた土地又は建物が災害によって一定の被害を受けた場合は相続時に価額を再計算する特例も創設されます。

給与所得者で確定申告が必要となる方は

令和5年分の所得税の確定申告期間は、令和6年2月16日～3月15日までです。

大部分の給与所得者は年末調整で所得税が精算されるため、確定申告は必要ありませんが、給与収入が2千万円超の方や、給与所得及び退職所得以外の所得金額が合計20万円超の方などは確定申告をしなければなりません。

また、確定申告の必要がない方でも、年末調整では適用できない医療費控除や雑損控除、寄附金控除、住宅ローン控除（初年分）など各種控除の適用を受ける場合には還付申告をします。この還付申告は確定申告期間に関係なく、1月から申告書を提出できます。

来年から始まる新NISAを利用する場合は

来年1月からNISA制度は、非課税投資枠の拡大（年間360万円）や非課税保有期間の無期限化など抜本的に拡充した新制度に変わります。

本年末時点で現行の一般・つみたてNISA口座を金融機関に開設している方は、新NISA口座が自動で開設されるため、金融機関を変更しない場合は手続不要です（ジュニアNISA口座の方は1月1日において18歳である場合に自動で開設）。

新たにNISAを始める方は金融機関に「非課税口座開設届出書」を提出するなど手続が必要です。